

第3回 保安検査に関する有識者会議 議事概要

日時：令和2年8月28日（金）13：30～15：30

場所：中央合同庁舎3号館 10階共用会議室

議事概要

<議事1：「これまでの会議を踏まえた論点の整理について」>（資料1、資料2、資料3）

【事務局（航空局）】

○資料1、資料2、資料3に沿って説明

○資料1の1ページ目に「航空機の安全な運航を支える航空保安の取組が一層重要」とあるが、航空保安は運航のみならず空港全体の安全を守る目的もあるため、記載ぶりを検討すべきではないか。

○クリーンエリアを含む制限区域や一般区域等における航空保安取組については、それぞれの区域における責任者を明確にしてエリアマネジメントを実施し、その責任者の下で有機的な連携が必要という議論を進めるべきではないか。区域としての保安レベルの維持には迅速な対応も必要であり、そのためには一元的な責任主体の元で行う必要があるのではないか。

○人手不足や業界構造に課題があることは事実だが、保安検査トラブルの多発の直接的な原因とまでは言えず、記載ぶりを検討するべきではないか。

○前回会議までの「国の責任や関与を高めるべき」という意見が関係者間の役割分担の中に含まれている。課題として書き分けた上で、国の責任や関与といった点については課題の一丁目一番地におかれるべきではないか。

○資料1の1ページ目3ポツ目「航空機と空港の間に存在するクリーンエリア」という言葉に違和感がある。例えば、「空港内の航空機と一般エリアの間のクリーンエリア」とすべきではないか。

<議事2：「意見交換」>

①保安検査の位置付けについて

○法改正にあたっては、実態として実現しているが法制上の位置付けが曖昧な点を整理するものについては短期的に実現し、現状の変更を伴うものは中長期的な課題として時間的な目処を定めて対応する、といった時間軸の整理が必要ではないか。

- 法律上規定するにあたってはスケジュール感が大事ではないか。まずは旅客に対する保安検査の義務付け及び罰則を法律上明確に位置付け、責任や実施の主体については検討に時間がかかるようなら順番として後回しにしても良いのではないか。法律に全て規定するのではなく、詳細は政令等で示すといったやり方も議論すべきではないか。
- 見送り客やクリーンエリア内の店舗を利用する者のように、旅客以外でクリーンエリアに立ち入る人に対しても保安検査の義務の対象にすべきではないか。また、内部脅威対策やリスク管理としては従業員を含めることが必要ではないか。
- 内部脅威への対策という観点からは、従業員に対する保安検査の義務付けも検討する必要があるが、旅客と比較した検査拒否のの実情なども踏まえ、規制の必要性をよく考えるべきではないか。また、現場の実務状況を踏まえ、義務付けの除外事由等を検討すべきではないか。
- 法律上の禁止規定が存在するが対応する処罰規定のないケースのように、約款等に由来する契約上の債務に対する不履行と刑事罰の対象となる行為の中間に、「民事違法」と呼ばれる段階がある点に注意すべきではないか。
- クリーンエリアへの持込行為についての罰則については、危険物を所持していたことの認識の立証が困難であり、実効性に乏しいと思われるので、検査拒否に対するペナルティを設定する方がいいのではないか。また、実質的なペナルティとして、発見された危険物の没収を可能とする規定を設けることも考えられる。
- 犯罪化にあたっては故意犯に限定することに加え、航空機・空港の安全を損なう目的等の限定要件を付することの検討が必要ではないか。また、保安検査について利用者の義務として規定する方法だけでなく、行為者に対する許可規定として置くことも考えられるのではないか。
- 現在、国家民間航空保安プログラムで定められている責任主体を法律に規定した上で、責任主体が第三者に保安検査の実施を委託する場合には、国がお墨付きを与えた警備会社に委託しなければならないとすることで、保安検査の質を確保することができるのではないか。
- 役割分担について法律上列記するのは技術的に難しい点もあり、例えば、国が基本計画を策定することを法律上に規定し、その基本計画に関係者の役割分担や連携を規定するという手法もあるのではないか。
- 保安検査の制度改正に関する記事が出ていたが、今まで義務付けがなかったことに驚いた

というような反応が多く、一般利用者としては、制度があって当然という感覚ではないか。

○保安検査の制度改正について旅客の関心が高まることはとても良いことであるが、「今は義務がないのだから何をしてもいい」といった悪意を持つ旅客も出てくる可能性があり、現行制度でも航空法で機内への危険物持込は罰則付きで禁止されているということを、現場の航空会社や検査員から丁寧に説明するなどの対応も必要ではないか。

②関係者の役割分担、連携について

○保安検査だけに焦点をあてるのではなく、空港内全体の保安対策について、制限エリア、クリーンエリア全体のセキュリティレベルを上げるという観点から、それぞれの区域において責任を定めて管理するといった「エアーマネジメント」の考えが重要ではないか。

○保安の維持、定時制、顧客満足というトリプルバインドの問題は日常的に起こりうるものであり、エアーマネジメントにおいて何を優先すべきか、という点に関して、早急に考える必要があるのではないか。

○事務委任について、一定の効果は共通認識だが、この取組を推進すればそれでよいということが共通認識ではないと考える。事務委任の課題としては、実態上管理している空港に対する国の監督権限が及ばない点があるため、その点を考慮した制度構築が必要ではないか。

○役割分担については、当面事務委任を継続し、その効果や課題について検証し、その上で中長期的に時間をかけた検討が必要ではないか。その際の論点として、①航空会社が責任主体ではなくなった場合においても、現在、保安責任主体ではない国や空港も費用を負担しているのと同様に、航空会社に費用負担を求めるのかという点や、②空港が責任主体となった場合において、運航への影響やハイジャック等が発生した場合の賠償責任について、航空会社の賠償責任についてモンリオール条約等で一定の制限があるのと同様に、制限を設けることはできないかという点、についても論点として整理することが必要ではないか。特に中小規模の空港においては、決して経営状況が良くない中で、保険でのリスク管理を行うことに懸念がある。

○テロは国家を標的としている点、民間会社による対策では効果が脆弱な点、国際基準や国際的な責任の観点から、テロに対する保安は国が責任を負うべきではないか。ICAO Annex17 や国家民間航空保安プログラムにおいても国の責任や関与が規定されている。国の責任や関与については、関係者の役割分担に含めるのではなく、別途明記すべきではないか。その上で関係者の協力義務を設定すべきではないか。

○役割分担の検討に当たっては、(上記①②について) 保安検査の責任主体や損害賠償に関

する海外事例の精査を十分にしてほしい。

③保安検査の量的・質的向上策について

○先進機器に関しては、旅客の利便性効果や検査員の負担軽減効果等の情報や海外の導入事例を調査するとともに、国が主体となって導入計画をきっちり立てて行くべきではないか。

○検査員の質の担保について、国が航空会社を介して検査会社を指導するというやり方は限界に来ていると感じている。例えば、マニュアルの整備、支援の拡充、統一的な認定や研修の設定、研修スペースの確保等についての検討が必要ではないか。国の関与を深めるとともに、国が何を問題として、どこに重点を置くのかを明確にしたスキームを構築する必要があるのではないか。

○費用負担については、今の財源だけを前提にして考えるべきではない。保安にかかる費用は航空会社の経営状態と切り離して確保されるべきであり、先進機器導入のインセンティブを国として設けるなど、国が一定の費用負担を行うことも検討すべきではないか。

○費用については、利用者負担を原則としつつ、過度な負担とならないよう国による一定の費用負担も検討すべきではないか。国管理空港について保安料の値上げが必要ではないかと考えるが、コロナ禍の状況を考慮する必要があるのではないか。

○保安料の議論に当たっては、量的・質的向上策について、今までの対策をきちんと検証した上で、国の費用負担も含め、必要なものが何かを示した上で議論すべきではないか。

○保安に係る費用については、エアポートチャージに関する国際規定なども踏まえ、国が負担すべきではないか。

その他、全般について

○保安検査は旅客や従業員自らの安全確保のためにも重要なものであることについて共通認識を持つべきではないか。

○短期、中長期と言っているが、どれくらいの期間を想定しているのか明確にすべきではないか。

○検査の現場の抱える課題として、制限品に関するルールが統一されていない点がある。国内線と国際線の扱いの違い、各国による扱いの違い、国内でも空港ごとの扱いの違いがあり、この点を整理して旅客に示すことにより、検査に対する旅客の理解も得やすくなるのではないか。

- 最前線に立つ検査員のことを考えると、教育だけではなく、権限・身分についても国の責任において付与することが必要。検査はサービス業と見られがちであり、強い形で対応できるようにすべき。
- 法律上の規定だけではなく、検査員の離職理由が解決するような現場レベルの改善策にも関連性を持たせた検討を進めるべきではないか。
- 空港の規模ごとに実現可能なレベルというものが存在するため、地域間での格差が生じないような方向で検討を進めるべきではないか。

以上